

座間市教育委員会 11月定例会会議録

1 開会日時 令和2年11月11日（水） 午前9時30分

2 場 所 座間市役所5階教育委員会室

3 出席委員 教育長 木島 弘
 教育長職務代理者 天野 久美 教育委員 小井田 由美子
 教育委員 馬場 悠男 教育委員 鈴木 義範

4 出席職員 教育部長 安藤 誠 教育総務課長 高木 力
 学校教育課長 野澤 慎 保健給食担当課長 福田 進
 教育指導課長 小川 雅嗣 教育研究所長 江崎 厚史
 生涯学習課長 松崎 佳子 図書館長 飯田 京子
 教育指導課指導係長 下斗米 淑子

5 書 記 古川 武夫 中坪 祐貴

6 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	47	県費負担教職員の人事異動について	学校教育課長	承認
2	48	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
3	49	令和2年度座間市教育事務の管理及び執行状況の点検及び評価について	教育部長	承認
4	50	教育関係予算案に関する意見の申出について	教育部長	承認

No.	協議番号	協 議 事 項 名	説明者	結果
1	2	座間市学校運営協議会規則について	教育指導課長	終了

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者	結果
1	12	県費負担教職員の任用について	学校教育課長	—

木島教育長 ただいまより、11月定例教育委員会を開会いたします。
 お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、会期は11月11日今日一日といたします。

次に、教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に小井田委員と鈴木委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過を報告いたします。

<教育長報告>

木島教育長 10月14日(水)定例教育委員会、教育長、教育長職務代理者、小井田委員、馬場委員、鈴木委員出席です。

10月15日(木)学校訪問C(南中学校)、教育長、教育長職務代理者、小井田委員、馬場委員、鈴木委員出席です。

10月16日(金)市議会第1回臨時会、教育長出席です。

10月16日(金)イングリッシュデイ(相武台東小学校)、教育長職務代理者、小井田委員、鈴木委員出席です。

10月19日(月)政策会議、教育長出席です。

10月20日(火)教育事務点検評価委員会第3回会議、教育長出席です。

10月20日(火)学校訪問C(中原小学校)、教育長、教育長職務代理者、小井田委員、馬場委員、鈴木委員出席です。

10月21日(水)西中学校文化祭(向日葵祭)、教育長出席です。

10月22日(木)東中学校文化祭(合唱コンクール)、教育長出席です。

10月22日(木)学校訪問C(相模が丘小学校)、教育長、教育長職務代理者、小井田委員、馬場委員、鈴木委員出席です。

10月23日(金)政策会議、教育長出席です。

10月23日(金)栗原中学校文化祭(栗の実祭)、教育長出席です。

10月25日(日)市福祉表彰式、教育長出席です。

10月25日(日)市民芸術祭入谷歌舞伎会ビデオ上映会、教育長出席です。

10月27日(火)相模中学校文化祭(相模祭)、教育長出席です。

10月27日(火)第22回座間市新型コロナウイルス感染症対策会議、教育長出席です。

10月28日(水)南中学校文化祭(白樺祭合唱コンクール)、教育長出席です。

10月28日(水)小学校運動会(立野台小学校)、教育長出席です。

10月29日(木)座間中学校文化祭があり、教育長が出席いたしました。これで、

中学校6校全ての文化祭を参観することができたわけです。各校が、新型コロナウイルス対策をしっかりした中で、心を一つに練習に取り組んできた、その思いが伝わるような素晴らしい合唱でした。特に、どの学校も3年生はさすがの力強さで、大変感動いたしました。

10月29日（木）市防災講演会、教育長出席です。

10月30日（金）市中学校総合文化祭展示部門、教育長出席です。

11月2日（月）県都市教育長協議会臨時総会、教育長出席です。

11月3日（火）市表彰式、教育長出席です。

11月3日（火）市技能功労者等表彰式、教育長出席です。

11月6日（金）第1回コミュニティ・スクール推進協議会、教育長、教育長職務代理人、小井田委員、馬場委員出席です。

11月9日（月）学校訪問C（座間中学校）、教育長、教育長職務代理人、小井田委員、馬場委員、鈴木委員出席です。

以上です。ただいまの経過報告について、御意見、御質問等ございますか。

小井田委員 10月16日（金）のイングリッシュデイ、相武台東小学校にて見させていただきましたので、報告させていただきます。

木島教育長 よろしく申し上げます。

小井田委員 職務代理人、そして鈴木委員と参観させていただきました。イングリッシュデイについては、今年度から初めての試みということで、通常は1校につき1人のALTが派遣されますが、この日に限っては、1校に対し、市内に配属されているALTが一堂に派遣されるというものです。

まず、体育館で行っていた5年生を途中から見させていただきました。体育館では、7つのブースに分かれて、それぞれALTと1対1で子どもたちが自己紹介と名刺交換をしている最中でした。もう、熱気むんむんという感じでしたね。1人の名刺交換が終わりますと、また次のブースに移ると。名刺をたくさん集めたいという、そういうようなところで、とにかくその子どもたちの積極さが素晴らしいなど。日頃教室ではちょっと見られない、自分から進んで英語で話をするという、子どもたちの意気込み、もうそれはなんと言ってもアウトプット効果だなど、そういうふうに感じました。この他、スリーヒントクイズ、3人一組で出して行って、これはいったい何でしょうと英語で話をする。そして見ている子どもたちが、それは何なのかというのを答えるという、こういう工夫された活動を通して、子どもたちは英語を存分に楽しんでいたように思います。

次に、3年生を見させていただきました。3年生も、全クラス一斉で行われました。場所は教室でしたが、途中からクラスを半分に分けまして、もう1つのグループは別室に行くという、少人数クラスになって、なおかつそれぞれのクラスにはALTが複数いるという、そういう豪華版な状況で少人数ですね。ALTとの距離が近いものですから、3年生も少人数の良さが十分現れていたように思います。私は中学年の英語活動を初めて見たんですけれども、3年生ならではの生き生き感、伸び伸び感と言うんですか、それがだんだん高まってきて、子どもたちが英語ワールドに引き込まれている様子がすごくよくわかりました。表情だけではなくて発音も、自分は外国人になった、というような気分そのものでして、「好きな食べ物は何か」という質問に対して、ある子どもは「ヤキニクー！」とか言いまして、英語っぽい日本語が飛び出たのには笑われました。

このように、5年生も3年生もですね、どちらも子どもたちの生き生きと取り組んでいる姿が大変印象的でした。見ていてこちらも楽しくなるような時間でした。それも、ALT1人対子ども1人とか、ALT1人に少人数という、それが可能となるイングリッシュデイ効果ならではののかな、そういうふうに思いました。多くのALTが対応することで、学校の活動内容もより広がるということで、イングリッシュデイ、本当に良い試みだなというふうに感じた次第です。以上です。

木島教育長 様子がよくわかりました、ありがとうございます。他の委員さんからはいかがでしょうか。

天野委員 私もイングリッシュデイを見させていただいて、素晴らしいと思ったところがいろいろあったんですけど、すごく大きな1点が、ALTの先生がゲームのルールを説明するんですね、もちろん英語で。そして担任の先生は傍に付いているんですけども、心配のあまり、日本語で説明してしまいそうになるんですね。それをALTが抑えるんですね。あくまでも英語でルールを説明して、いろいろ身振り手振りで説明するので、子どもたちはやっていく中でなんとなくルールがわかってくるんですね、英語がわからなくても。なので、そこのALTの姿勢というか、オールイングリッシュで頑張ろうという、その姿勢がとても素晴らしいなと思いました。

木島教育長 ありがとうございます。鈴木委員よろしいですか。

鈴木委員 生徒の様子については、今お二方の言われたとおりなんですけど、ALTの先生がアフリカや東欧、いろいろな国から来ていて、先生が独自のやり方というか、文化を紹介しながらやっていたというのが、子どもたちにもすごく良かったのかな、そういう

印象を受けました。良いことだと思います。

木島教育長 ありがとうございます。その日出席いただいた3名の方に御紹介をいただきました、ありがとうございます。実は、この日が市議会の第1回臨時会と重なっていたために、小川教育指導課長も私も出席がかなわなかったんですけども、ここまで準備を進めてくださった教育指導課の指導主事、コロナ禍にあって止めるという選択もあったのかもしれませんが、実際に学校現場と調整しながら、貴重な相武台東小学校での一日を実践していただけたというのは、非常に大きいことだったんだろうなというふうに改めて思っております。ありがとうございます。

それでは、以上で経過報告を終わります。

次に、議案の審議に移ります。

お諮りします。議案第47号「県費負担教職員の人事異動について」及び議案第48号「座間市教育委員会職員の人事について」は、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議なしと認め、議案第47号及び議案第48号は、非公開といたします。

(議案第47号「県費負担教職員の人事異動について」及び議案第48号「座間市教育委員会職員の人事について」は非公開)

木島教育長 続きまして、議案第49号「令和2年度座間市教育事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」、提案説明をお願いいたします。

(安藤部長 挙手)

木島教育長 安藤教育部長、お願いいたします。

安藤部長 議案第49号「令和2年度座間市教育事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき座間市教育事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書を別添1のとおり作成することについて、議決を求めるものです。

それでは、点検評価報告書(案)の1ページをお開きください。まず、点検評価の趣旨ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教

育に関する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行うことと規定されております。本規定は教育委員会が教育事務に関し独立した執行権限を有する機関であることから、教育の基本方針に基づいて、どのように事務が執行されているかを自らチェックし、市民にその状況を説明する必要があるとの目的から設けられているものです。今年度は13回目の点検評価になります。本評価は、第四次座間市総合計画の体系を基本に構成しており、点検評価を行うに当たっては、より客観性を確保することを目的に、外部の学識経験者の御意見をいただいております。このため、点検評価委員会を9月14日、10月1日及び10月20日の計3回開催し、外部評価委員の皆様から様々な御意見や御指導をいただき、本評価に反映しました。

次に、点検評価の対象ですが、第四次座間市総合計画の中の5つの施策によって取り組んだ主な事業を対象としています。

点検評価の具体的な方法については、2ページの一番上にございます。「教育環境」、「学校保健」、「教育活動」、「生涯学習」及び「市民文化」の5つの施策の令和元年度の主な事業について、教育委員会の自己評価と今後の課題及び取り組みについて審査し、できるだけ具体例を挙げながら、わかりやすく記述するように努めました。

点検評価報告書（案）の3ページをお開きください。点検・評価結果の構成です。太字で表した部分は、総合計画の内容を示しています。「1. 教育環境」を例に御説明します。第四次座間市総合計画では、施策25に当たります。囲みの中には、総合計画における目標を記載しています。「(1) 安全・快適な教育施設環境の確保」は、総合計画における施策の方向に当たります。見出しの下の【施策の方向】には、総合計画の内容を記載しています。その下に、令和元年度における実際の取り組みの概要を記載しています。4ページには、取り組みに対する課題を抽出しています。以上のとおり、本報告書は、施策と施策の方向、取り組みと取り組みの課題、といった項目でまとめています。

次に、6ページをお開きください。中段に各施策に対する点検評価委員の主な意見、下段の囲みの中に自己評価を記載しています。このような体系で、45ページの「5. 市民文化」まで整理しています。最終ページの54ページは、全体のまとめとしています。

なお、本年は新型コロナウイルス感染症による小中学校の一斉臨時休業に関連する業務が多数生じたことに加え、5月25日までの緊急事態宣言に伴い、点検評価委員会の開催を延期しました。このため、例年と比べ作成が遅くなりましたが、令和元年度事業の一部に影響が生じたことを踏まえ、これらへの取り組み及び次年度における方策等について、可能な限り記述いたしました。

議案第49号に関する説明は以上です。

木島教育長 点検評価報告書の見方について、大変わかりやすく教育部長から説明をいただきました。ありがとうございました。ただいまの件につきましては、本日の会議中に全てを確認することはできませんので、教育委員の皆様には、事務局から事前にお送りさせていただいております。目を通していただいた中で、本日、御質問等がありましたら、お願いいたします。

天野委員 5ページから6ページの、本市の進学資金貸付制度について質問させてください。6ページの上から3行目に「本市の奨学金は、最も費用が掛かる入学時に全額を一括して貸与する」と書かれてあるんですが、これはいつ頃入金されるのでしょうか。入学式までには、確かに本当にお金が掛かるんですね。制服とか指定の体操着、上履き、鞄とかも本当にたくさんものを準備しなければいけなくて、とても費用が掛かります。県の奨学金貸付もあるんですけど、それは入学後なのかなというふうに考えていたので、本市の奨学金はいつ頃入金されるものなのかととても気になりました。

高木課長 本市の高校進学資金の貸付金ですけれども、御申請をいただきまして、入学前の3月に貸付けをしております。ですので、最も費用の掛かる時期に有効にお使いいただけるのかなと思っております。

補足になりますけれども、県の貸付制度について一部御紹介させていただきますが、年収約800万円未満の世帯につきましては、事前に申し込むことにより、本市の奨学金制度と同様に、3月末まで入学資金の一部の貸付を受けることができます。また、今回の令和2年度座間市教育事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書にも記載をしておりますが、年収590万円未満の世帯につきましては、国による高等学校等就学支援金及び県による学費補助金により、県内私立高校の授業料を44万4,000円まで支援する制度等の拡充がなされています。このように、他の制度も充実をしているところです。以上です。

天野委員 ありがとうございました。3月に貸していただけるのはとてもありがたいかなと思いました。社協の生活福祉資金とか、子ども育成課でのひとり親家庭への貸付というのがあるんですけども、合格通知を提出しないと借りられないとか、結局入学後だったので、入金の時期が気になったんですね。県の奨学金が、年収約800万円未満の世帯については3月までに借りられるということを知って、とても安心したんですけども、制度的に重複しているものであれば、本市の奨学金制度については、6ページにも書いてありますように「希望者が少ない」ということですので、見直しも今後ありなのかなと感じました。以上です。

木島教育長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

小井田委員 よろしいでしょうか。3ページの「(1) 安全・快適な教育施設環境の確保」に含まれると思うんですが、学校敷地の、建物の方はもう十分考えられています、学校敷地の安全性についてお伺いしたいと思いました。近年の自然災害は、これまで想定しなかったような大きな被害が日本全国で発生しているという、そういう状況であります。建物の安全性と同時に、校地の安全性の確保も防災対策として重要かと思いました。その中で、市内には傾斜の急な法面のある学校が複数校あります。全国のそういう災害を聞くたびに、そこに通っている、通わせている子どもの家庭又は学校関係者から「ここは大丈夫なんですか、安全なんですか」というような不安な声が出始めているということですね。これは過去のことなんですけれども、結構急な法面のある学校に私が勤めていた時に、偶然冬枯れで地面が表立っていたところに、ひび割れどころか、もうすぐ崩れるんじゃないかという斜面を発見しました。それまで安全だと考えていたところがそのような状況だったことが、私としては大変ショックで、インパクトがありました。もちろん、急遽工事をしていただきました。現在の、市内の学校敷地の安全確保についてはどういう状況であるか、お聞きしたいと思います。

木島教育長 ありがとうございます。法面の件を例に挙げていただきながら、市内の安全確保、いわゆる学校敷地内の安全確保についてということで。この辺りのところは、教育総務課長よろしいですか。

高木課長 ただいまの件ですけれども、本市の小中学校には敷地内に急傾斜地がある学校ですとか、洪水浸水想定区域内に位置する学校がございます。相武台東小学校及び中原小学校につきましては、校庭に面する急傾斜地が土砂災害警戒区域に指定されております。このうち、相武台東小学校については、平成29年度に当該斜面の法面保護工事を実施し、令和2年度中に土砂災害警戒区域の指定が解除される見込みとなっております。

中原小学校につきましては、現在のところ法面保護工事の予定はございませんが、委員のおっしゃるとおり、危険箇所に係る最新の状況把握は必要であるため、特に台風や大雨等があった場合につきましては、斜面の状態について今まで以上に注意を払っていきたいと考えています。

西中学校につきましては、相模川洪水浸水想定区域内に位置しています。洪水を伴うような風水害は、事前の情報収集と避難行動により回避が可能と考えておりますので、学校防災計画の見直し等、ソフト面における防災対策を進めていきます。以上です。

小井田委員 ありがとうございます。

木島教育長 大変わかりやすい、的確な説明ありがとうございます。
他にはいかがでしょうか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

この点検・評価は3回にわたって行われ、大変細かいところまで丁寧に学識経験者の3名の方々に見ていただきました。この1冊があれば、教育委員会が今取り組んでいることを理解できるようなものになっております。

鈴木委員 ちょっと1つだけよろしいでしょうか。

木島教育長 鈴木委員、お願いいたします。

鈴木委員 評価の関係のところ、前にも言ったような気がするんですが、例えば6ページの評価のところでは、全体的に「検討を進めます」というふうな言い方を、「努めます」とか「進めます」というような形になっていますね。ところが、12ページの評価を見ますと、「実施をしました」という、結果を表す言い回しになっておりますけど、この辺りのところを統一した方が良いんじゃないかという気がするんですが、どうなんでしょう。

木島教育長 ありがとうございます。「努めます」、「進めます」ということ、それから「実施しました」という、文書の表現について、統一をした方が良かったのではないかと、ということですが、内容によって表現が変わるのでしょうか。この辺りのところ、説明出来る方おられますか。

(高木課長 挙手)

木島教育長 高木教育総務課長、お願いいたします。

高木課長 御指摘ありがとうございます。今教育長が言われたとおり、事案によって表現を変えているのかなと思いますけれども、今後については精査させていただいて、わかりやすい書き方に改めたいと思います。

木島教育長 鈴木委員、よろしいでしょうか。

鈴木委員 はい。

木島教育長 では、次年度以降また見ていただいて、そういうふうに変わっているかどうかという
ことを、また確認いただければと思います。

他にはよろしいでしょうか。

木島教育長 他に御質問等も無いようですので、議案第49号は承認することよろしいで
しょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等無いようですので、議案第49号「令和2年度座間市教育事務の管理及び
執行状況の点検及び評価について」は承認いたします。

続きまして、議案第50号「教育関係予算案に関する意見の申出について」、提案説
明をお願いいたします。

(安藤部長 挙手)

木島教育長 安藤教育部長、お願いいたします。

安藤部長 議案第50号「教育関係予算案に関する意見の申出について」、地方教育行政の組織
及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別紙の教育
関係予算案に関し、異議の無い旨を申し出ることについて議決を求めるものです。提
案理由ですが、令和2年度座間市一般会計補正予算について提案するものです。

11ページを御覧ください。令和2年度12月補正予算要求資料を基に御説明しま
す。まず、教育総務課所管の歳出です。資料1段目、款10教育費、項02小学校費、
目03教育振興費の小学校パソコン機器導入推進事業費（新型コロナウイルス感染症
緊急対策）は、学校と保護者との間における連絡手段のデジタル化推進のための増額
です。

資料2段目、項03中学校費、目02教育振興費の中学校パソコン機器導入推進事
業費（新型コロナウイルス感染症緊急対策）は、学校と保護者との間における連絡手
段のデジタル化推進及び教室内に電源を増設し、情報教育環境を整備するための増額
です。

資料3段目、項02小学校費、目01学校管理費の小学校施設整備事業費は、相武台東小学校1号棟外壁改修工事（I期）の実施及び工事に伴う付帯業務のための予算措置です。

資料4段目、小学校施設維持補修事業費は、緊急対応した階段上裏モルタル天井等を補修するための増額です。

資料5段目、項03中学校費、目01学校管理費の中学校施設維持補修事業費は、小学校同様、緊急対応した階段上裏モルタル天井等を補修するための増額です。

12ページを御覧ください。教育指導課の歳出です。資料1段目、項01教育総務費、目04教育指導費の教育指導管理経費（新型コロナウイルス感染症緊急対策）は、学習保障に必要な消耗品を購入するための増額です。

資料2段目、外国人子女日本語指導等協力者派遣事業費（新型コロナウイルス感染症緊急対策）は、日本語指導が必要な児童生徒及び保護者に対する学習支援・教育相談等の支援のための増額です。

次に図書館の歳出です。資料3段目、項04社会教育費、目05図書館費の電子図書館構築事業費（新型コロナウイルス感染症緊急対策）は、令和2年9月にサービスを開始した電子図書館について、更なるサービス向上に向け、電子書籍を追加購入するための増額です。

議案第50号に関する説明は、以上です。

木島教育長 ありがとうございます。先ほど始まる前に、高木教育総務課長からも少し御説明をいただいた上で安藤教育部長から説明をいただいたので、理解が深まったかというふうに思っておりますが、更にその上で何か御質問等がありましたらお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

木島教育長 御質問等も無いようですので、議案第50号は承認することよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

木島教育長 御異議等無いようですので、議案第50号「教育関係予算案に関する意見の申出について」は承認いたします。

本日の議案事項は以上です。続いて、協議事項に移ります。

協議第2号「座間市学校運営協議会規則について」、説明をお願いいたします。

（小川課長 挙手）

木島教育長 小川教育指導課長、お願いいたします。

小川課長 協議第2号「座間市学校運営協議会規則について」、座間市学校運営協議会規則について協議を求める。協議理由としましては、学校運営協議会規則を制定するため協議することを求めるものでございます。次ページをお開きください。こちらが、座間市学校運営協議会規則の案でございます。(趣旨)の第1条から、17ページの(委員の解任)までの17条からなっております。本日はこちらの案について、教育委員の皆様様の御意見をいただければと思います。

なお、18ページに参考資料1としまして地方教育行政の組織及び運営に関する法律、19ページから参考資料2といたしまして学校運営協議会規則の例ということで資料を載せさせていただきました。こちらは、文部科学省から令和元年10月に出された「コミュニティ・スクールの作り方」という資料から抜粋したものです。今回の学校運営協議会、座間市の案ですが、こちらの資料を参考にし、更には近隣で既にコミュニティ・スクールを導入しております厚木市及び海老名市の規則も参考にし、案を作らせていただいていることを申し添えます。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

木島教育長 事前に教育委員さんに説明をさせていただいておりますが、改めて協議ということで、3分ほど時間を取って目を通していただいた上で、という形にしたいと思います。お願いいたします。

木島教育長 大変短い時間で申し訳ないのですが、小川教育指導課長から、座間市学校運営協議会規則について、ただいま説明を受けました。ただいまの件につきまして、御意見、御質問等ございますか。

担当の下斗米係長も控えておりますので、細かい質問等に関しても対応ができるかなというふうに思っております。

更には、11月6日(金)に、第1回のコミュニティ・スクール推進協議会に教育委員さん3名の方に御出席をいただいておりますので、質問や御意見等が無い場合につきましては、何か感想でも結構ですし、その場の雰囲気等感じたことでも結構ですので、御意見、御感想等いただけるとありがたいなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

鈴木委員 6日、失礼して申し訳なかったんですが、ちょっと8条の関係をお聞きしたいんです、8条の括弧書きですね。「2以上の学校について1の協議会を設置したときにあつては」という部分ですね、どういった場合を想定しているのか、あるいはまた座間市

でそういうふうなことがあり得るのかという、その辺をお伺いしたいのですが。

木島教育長 15ページの第8条のところ、(委員の任命)について、「2以上の学校について」というところで、どういうことを想定しているのかというようなこと、これに関してはどうでしょうか。

(下斗米係長 挙手)

木島教育長 下斗米指導係長、お願いいたします。

下斗米係長 今の御質問の件ですが、この「2以上の学校について1の協議会を設置したとき」というのは、第3条の(設置)というところと関連してきます。基本的には、学校ごとに協議会を置くものとされているんですが、小中一貫教育等が今後展開されていった場合に、その学校の中で、小学校と中学校で1つの協議会を置くということができるように、規則の案を作成しております。例えば厚木市ですと、現在も1つの中学校区ですね、1つの中学校と、2つあるいは3つの小学校が1つの協議会を作っているという例もございますので、今後を見据えてこの条文は加えさせていただいております。ただ、来年度からスタートする予定の現段階では、座間市は全学校に1つずつの協議会を置くという方針を今の段階では考えております。以上です。

木島教育長 ありがとうございます。鈴木委員、よろしいですか。

鈴木委員 はい。

(安藤部長 挙手)

木島教育長 安藤教育部長、お願いいたします。

安藤部長 第3条と第8条で、「2以上の」というところと「1の協議会」に表記ゆれがあるので、ここは統一しておきたいと思います。

木島教育長 お願いいたします。他にはいかがでしょうか。

小井田委員 感想でよろしいですか。

木島教育長 感想で結構ですので、お願いいたします。

小井田委員 規則の作成、本当に御苦勞様でした。11月6日のコミュニティ・スクール推進協議会で十分に説明を受けまして、座間市では、こころ・ときめきスクールでかなり地域と連携した活動が行われているというところは、各学校でイメージがしやすかったのかなというふうに思います。ただ、学校によりましては、本当に地域と密度濃くやっているところもありますし、又はどうしても学校の方でお願いし、やってもらうというような請負のような学校もあるんですが、ただ、これまでのこころ・ときめきでの実践がですね、これにうまい具合に移行するのではないかと私は思いました。学校運営協議会に関しては、うまくスムーズにいくかなというふうに思っております。

ある校長さんとも話したんですけども、これまでとの大きな違いは、とにかくそこに関わる人の意識が違うなど、今までは学校が委託していたものが、一緒にやるというイメージ、そしてやっぱり組織づくりを進めていくという、そこにやはり努力点があるのかなということをお話ししました。一方ですね、地域協働活動の方、地域の方でもまとまりがなくてはいけないんですが、これに関してはちょっとまだ不透明な状況があるということで、担当の方を中心にこれから進められると思いますが、ただ、現時点では学校運営協議会については問題なく進んでいくのではないかなと、私はそういうふうに思いました。以上です。

木島教育長 ありがとうございます。

(馬場委員 挙手)

木島教育長 馬場委員、お願いいたします。

馬場委員 第1条の(趣旨)のところに、昭和31年の法律の第47条の5に規定する学校運営協議会について必要な事項を定める、となっていますよね。そのときに既に定めてあった規則を変更するという事なんですか。

(下斗米係長 挙手)

木島教育長 下斗米指導係長、お願いいたします。

下斗米係長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、昭和31年の段階から学校運営協議会というものがあったのかどうかというところが、私も今はっきりと整理はでき

ていないんですが、平成16年の段階で法律の改正があったということを、前回のコミュニティ・スクール推進協議会の中川先生が御説明されていたかと思うんですが、この改正で学校運営協議会というものが加わったのではないかなというふうに認識しております。

馬場委員　それで、今ここにあるのと同じようなものが座間市でも作られていたんですか、それとも作られてはいなかったんですか。今度初めてこういうものを作るということなんでしょうか。

下斗米係長　はい。座間市としては、その段階ではまだ学校運営協議会を導入していなかったの。その後、国としてもモデル校という形で平成16年あたりからスタートしていて、その流れの中で学校評議委員の方がどちらかと言うとメインだったので、座間市としては学校評議員会を置く形で運営してきたところです。

馬場委員　この間のコミュニティ・スクールのこととこれとの関係というのが、よくわからないのですが。

下斗米係長　学校運営協議会を置いている学校のことをコミュニティ・スクールと呼ぶので、同じというイメージです。

馬場委員　そうでしたね、思い出しました。わかりました。

もう1つ、あの時には「協働」という言葉が非常に大事だという説明をいただきましたよね、中川先生から。ここはあくまで補助というような言い方をしていますよね、この定義のところ。「支援・協力を促進する」ということですよ。その辺のところは、これで良いのですか。

下斗米係長　私も、そこは悩んだところではあります。この規則を制定する時点で、もうゴールを目指した「協働」という言葉をしっかり規則の中でうたっていくべきなのか。国が提示している見本を見ながら、他市町村さんのものも拝見させていただきながら。厚木市さんは、中川先生がおっしゃっていたように、支援とは違うんだという明確な意思を持っていらっしゃったので、「ここは協働という言葉は本市としては使っています」ということは強くおっしゃっていました。ですのでやはり、座間市としてもそこを目指すということであれば、この規則の中に「協働」という言葉を入れていく必要性はあるかなと感じています。

馬場委員 19ページのところでも「必要な支援に関して協議」ですよ。18ページのところでもそういう書きぶりなわけですか、やっぱり。そこが一番基本的なところだから、ここで議論しなくてはいけないことなんじゃないですか、「協働」というところは。

木島教育長 馬場先生には、良い提案をしていただきました。教育委員さん3名には、前回の協議会に出させていただいて、この「協働」であるとか「支援」であるというところの意識が高まっていると思いますが、今のことに関してどうでしょうか。

小井田委員 ちょっとずれているかもしれませんが、「協働」という言葉に注目して。それですね、どちらもWin-Winの状況、学校も地域も。学校はやはり、学校教育のためメリットを見出す。そして地域は、学校と協働することによって地域を活性化する。地域の未来のために、これから背負って立つ子どもたちの資質、地域住民としての資質を高めるため、又は子どもたちが出ていくことによって地域を活性化する、子どもが動く大人も動くと、そういうふうに中川先生おっしゃっていましたが、両方もが協働することによってWin-Winの関係になるというところの考えでいると。学校もちろん、地域もちろん。今まで垣根がありました。お互いにやっください、やりましょう、やっください、やりましょうの関係が、それが一緒にやることによって、協働の意味と言うんですかね、価値の大きさというのを感じ、本当にそれが理解され、浸透し、というところを狙っているというのを、今まで実践した中でそれはすごくよくわかったんですね。感じたんです。ちょっとずれたかもしれませんが、「協働」という意味に関してはそういうふうに私は捉えております。

馬場委員 これの本当の意義は、今やっぱり地域社会が崩壊してますよね、地縁血縁みたいなものが。自治体もほとんど機能しなくなってる所も多いですよ、子供会なんか。そういった意味では、本当の地域社会をきちんと育てていくということが絶対必要ですよ。それで、菅さんの意見、本当はちょっと嫌いなんですけど言ってしまうと、やっぱり自助、共助、公助ですよ。昔から、上杉鷹山がもともと盛んに言っていて、自助、共助、公助というのを。けども、当時は公助はもちろん事実上できなくて、自助の方を重んじたんだけど、やっぱり今、自助を適当にしかやらなくて、そして公助に求めてしまうということがあるじゃないですか。だからやっぱり、地域社会で助け合う共助ということが大事なので、それを推進するための1つとして、学校をうまく利用してと言っただけでも、子どもたちを通じて地域が団結するみたいな、しかも自分たちが努力してやるんだという、そのところじゃないかと思うんですよ。中川先生もそのようなことをおっしゃっていたと思うんだけど、この間の協議会で。その辺のところを、私たちとしてはどう考えるかということで、それに則

って文面にどう盛り込むかということじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

木島教育長 天野委員からは、何か御意見ございますか。

天野委員 そうですね、11月6日の先生のお話を聞くと、やはりキーワードが「協働」ということで、そうじゃないと、義務感だけだと、やっている方も喜びがないですし、「協働」の方が良いのかなという気はしますね。その言葉が入っていても良いのかなと私は思います。

木島教育長 下斗米指導係長、具体的に協議会規則の中で、単純に今、「支援」と「協働」というだけで捉えていたという問題はあるけれども、「支援」のところを「協働」にするところを、確認をしてもらって良いですか。もしするとしたら。若しくは、ここはあくまでも「支援」という言葉が良いのか。この辺りはどうですか。

下斗米係長 第2条の1文目のところから、既に「協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関」とあるので、直すとすると、ここの最初の部分も修正をする必要があると思います。併せて、同条の3行目、「保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより」とある、この部分も「協働」という言葉に直していく必要があると思います。

ちなみに厚木市さんでは、「学校との協働を進めることにより、学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校を応援するとともに」という言い方になっています。「協働」という言葉をあえて使っており、厚木市としては明確な意思表示をここでしているということはおっしゃっていたので、座間市としても、その「協働」という言葉を大切にしていくということであれば、今言ったような「必要な支援」と書かれている部分に「協働」という言葉を盛り込んでいって、学校や保護者の皆様、地域住民の方にも、その役割を明確に伝えていく必要はあるかと感じています。

木島教育長 ありがとうございます。

天野委員 すみません、今の話とちょっと変わるんですが、前回厚木市の説明を聞いて、コーディネーターという言葉が、役職ですかね、出てきたと思うんですが、学校とこの協議会を結ぶ間に立っているのがコーディネーターなんですか。そうすると、このコーディネーターという方は、この協議会のメンバーではないんでしょうか。それともこの委員の1人で、そのコーディネーターという役職が与えられた方なのか。ここの中にコーディネーターというのが出てこないの、ちょっとわからなくなってしまう

って。教えていただけますか。

下斗米係長 基本的にはこの学校運営協議会というのは、コミュニティ・スクールと言われている、学校の中にある協議会です。そして、地域側の方には、地域学校協働活動と言われる、ボランティアで、地域皆で子どもたちを育てていきたいと思いますというような、組織のようなものが地域側にはあるというイメージなんです、文科省、国の方が想定しているのは。その、あくまでも地域の中でいろいろな方々とつながっていただける人材の方が、地域コーディネーターと言われている方なんですけれども、コミュニティ・スクールで学校運営協議会を置く場合は、その地域のコーディネーター役を果たされている方を、学校運営協議会のメンバーに入れてください、というような意味合いなんです。ですので、学校運営協議会で話し合われた内容を、コーディネーターさんが地域に帰って、地域からいろいろなボランティア団体等とか、協力していただける企業さん方と連絡調整をするというのが、このコミュニティ・スクールの大きなイメージにはなっています。ですので、基本的にはコーディネーターは学校運営協議会の中に入っていただくというのが、一番理想的な形というふうに言われております。

今出させていただいている規則の案の第8条なんですが、どういったメンバーを委員の中で任命していくかというものは、このコーディネーターの役割の人は、第1項第3号の「当該対象学校の運営に資する活動を行う者」というところに含まれております。参考資料2で載せております、文科省から提示されている学校運営協議会規則の例では、第8条第1項第3号にある、「対象学校の運営に資する活動を行う者」という人が、地域コーディネーターとか、地域協働活動推進委員という名前だったりするんですけど、そういった人が位置付けられているということは、別の資料では書かれています。御説明になったでしょうか。

馬場委員 やっぱり、学校が上にあって、地域がその下にあるみたいな雰囲気ですよね。今のその、組織みたいな感じだと。コーディネーターが地域の代表として1人入っているだけで、後はこう、学校側の、みたいな雰囲気になってしまうんだけど、そういうことはないのですか。

下斗米係長 この学校運営協議会の中には、コーディネーター以外にも地域のたくさんのメンバーが入っていらっしゃるんで、その方々が、学校運営協議会と学校が同列な、一緒にという感じですよ。

馬場委員 学校運営協議会がそもそも、地域、全体の代表としてあるということなのですか。

下斗米係長 学校運営協議会はそうですね、地域の、それぞれの代表者も出てきます。そこにコーディネーターも入っています。

馬場委員 だけれども、コーディネーターが1人出ていって、地域全体のいろんなことをやる人のまとめとか連絡、ということだと、ちょっと変な感じですね。運営協議会自身が、それが全体として責任を持って、地域の方がいろいろな活動をするときに、その代表みたいなものとして存在しないと、そもそも「協働」という、共に働いてというのが、そういうニュアンスからするとずれているような感じがしないでもないですね。やっぱり上の組織があって、という雰囲気がするんですが、心配ないのですか。

下斗米係長 それぞれのコーディネーターだけではなく、今学校が選んでいただいている人たちも、例えば民生委員さんの代表の人が入っていらっしゃるとか、指導員の代表の人が入っていらっしゃるとか、そういう形もありますし、もちろんその他の、その他大勢のボランティアの人たちをつないでもらえるコーディネーターさんも入っているというイメージです。

馬場委員 なるほど。なんかコーディネーター1人が結びつきのところにいるような雰囲気がしてしまうので、大丈夫なのかなという感じが、ちょっと違和感がありますが。

それから、文科省から下りてきている法律がどうであれ、座間市としては、厚木もそうなんだろうけれど、「協働」だとか、あるいはそういうことを強く打ち出しても別に大丈夫なのですね。

下斗米係長 それは大丈夫です。

馬場委員 あくまで文科省の方は、参考としてこんなふうなものを、ということだけですよ。

下斗米係長 はい、そうです。

安藤部長 よろしいですか、すみません。補足で御説明させていただきます。いろいろ今、御協議いただいている中ですが、ちょっと先の方に戻りまして、馬場委員からお尋ねもありましたけれども、昭和31年の法律で、というお話をいただきました。確かに、昭和31年に制定されている、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これの平成16年の改正で、学校運営協議会の設置の努力義務が規定されたと、私は理解をしております。これまで協議をしていく中で、ここで本市も協議会を設置したいところかなと思っています。それに関して、「協働」のお話が今出ましたけれども、先

ほど私が御説明をしました第四次座間市総合計画、こちらは10年前に、中身、一言一句について、議会で議論をしていただいて、議決をいただいて、制定に至りました。こちらの大きな特徴というのが、10年前に策定しましたが、全ての施策において、市民等と協働による推進を行うということが、これまでの総合計画と大きく違った点でございます。その中で、「施策25 教育環境」の「施策の取組方針」では、「地域の人々や保護者との連携を図り、施設の快適な環境保持や安全、安心の確保など教育環境の仕組みを構築し、協働による学校づくりを推進します。」とうたっております。なので、この10年間、教育環境の施策においては、この取組方針を基に事業を進めてきたということで我々は理解をしています。ということでいくと、今お話が出ましたけれども、今回教育指導課で作らせていただいた規則案ですね、これはどちらかと言うと国から示された様式に重きを置いて、座間市で作るとするとこのような感じだということをお示しさせていただきましたが、厚木市のように一步踏み込んだ形で、「協働」というのを前面に出すというのも、市の考え方としてはあるのかなというふうに思います。そういう意味では、既に10年前に市民等との協働ということであっておりますので、本市の協議会規則を策定するに当たり、そこまで踏み込んで記述をするべきかどうかという御協議を、教育委員さんにしていただけると、非常に事務方としてはありがたいかなというふうに思っております。以上です。

鈴木委員 よろしいですか。私も実は、まず初めに市役所で協働まちづくり課というところがあったときに、最初にその係長で、協働まちづくり条例を作るというような作業をしたことがあるんですが、それ以来ずっと市の一つの方針として、協働でまちづくりを行ってきたというふうに思っております。今、部長の説明があったようなことにつながるんだと思うんですが。今回、学校訪問をしていて、例えば座間中の中でも、地域との連携の中で「協働」という言葉を使っていたと記憶しているんですが、いくつかの学校ではそういうふうに協働で、地域、学校、家庭ですか、一緒になってやっただというふうな流れもできていたと思うので、私はやっぱり「協働」という言葉の方が良いんじゃないかと思って、今お話を聞いていました。ぜひ「協働」という言葉を使っていただければと思います。

木島教育長 ありがとうございます。小井田委員はいかがですか。

小井田委員 私も、やはり「協働」という言葉は魅力的に感じます。「支援・協力」をしていく、この言葉は今までとそんなに変わらないのかなというイメージがありまして、学校側に立ってというところなんですけど、今回は、両方が一緒に行くという、それも両方のために行くという、そこをもう少しこの第2条に、先ほど馬場先生おっしゃるように、

少し意味合いをここに入れた方がよろしいんじゃないかと。

地域の方に規則というのは無いですよ。学校運営協議会の規則に則っての地域ですよ。それでしたら、ここを見ればその意味がしっかりわかるというくらい、市民の皆さんもわかるというくらい、しっかり明記しておいた方が良いかなと。やはり、地盤のある、積み重ねのある座間市ですので、あえて「協働」という言葉を入れた方が私は良いと思います。

木島教育長 第1回目のCSの会議も含めて、そういう意識が教育委員さんたちの方にも非常に高まっている、そして、総合計画の中で市民等との協働ということをやっていると部長から説明いただいたというところを考えると、表現の中に「協働」という言葉を明確に位置付けていくという方向に皆さん考えていらっしゃるようですね。この、例えば第2条に関しては、単純に「支援」のところを「協働」にするだけで良いのか、この文章自体もう少し変えて、座間市としての協議会の役割辺りのところをもう少し膨らましてやるのか、この辺りはどうなんでしょうか。

下斗米係長 検討したいと思っておりますが、今もし案として出すとすると、第2条ですが、「協議会は、学校運営等に関して協議する機関として、座間市教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への協働を促進することにより、」という形になるかというふうには今思っていますが、もう少し文言は整理したいと思います。

木島教育長 そうですね。教育指導課長、この辺りはいかがですか。

小川課長 今、委員さんの方から、積極的に「協働」を座間市としても使っていこうという御意見をいただきましたので、この第2条以外の部分についても、そういった色合いが出せるものなのかどうか、少しお時間をいただければ、その辺りもう一度全て見直した中で、また新たな提案をさせていただきたいと思っております。

木島教育長 ありがとうございます。松崎課長は、今のやり取りを聞いていてどうですか。「協働」というあたり、生涯学習のところにも非常に関係してくるのかなと思います。

松崎課長 この件に関して、県も生涯学習課が主体となって地域学校協働活動をやっているところなんですけれども、市全体の協働というところになってきますと、今公民館の職員が運営協議会に加わって、というところもあるんですが、他市町村ですと、地域でやっている、座間市で言うとコミュニティセンターが、地域で組まれる組織ともなっ

ているんですね。そういった方々も関連してくるのかなと思っているところなので、生涯学習課とか、あとは放課後子ども教室とかもありますので青少年課とか、どこが中心に関わるべきかというのは、考えるところかと思っています。

木島教育長 「協働」という考え方については。

松崎課長 そうですね、失礼しました。「協働」という考え方については、委員さんのおっしゃるとおりだと思います。

木島教育長 ありがとうございます。

そうしますと、これはもう一回新たに検討していただいて、再度提案してもらおうという形で構いませんか。次回になるかどうかというのは、また進捗によって変わってくるかと思いますが、再度教育委員さんたちに内容を見ていただくという場があつて良いかなと思っていますので、そういう方向で進めたいと思います。よろしく願いいたします。協議第2号は、ここで終了させていただきます。

本日の協議事項は以上です。続いて、報告事項に移ります。

お諮りします。報告第12号「県費負担教職員の任用について」は、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議なしと認め、報告第12号は非公開といたします。

(報告第12号「県費負担教職員の任用について」は非公開)

木島教育長 本日の案件は以上です。

その他、委員会の中で取り上げたいことはございますか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

それでは、次回の定例会は令和2年12月15日(火)午前9時30分から教育委員会室で開催します。

以上で11月定例教育委員会を閉じさせていただきます。

(午前10時57分閉会)